

森林組合法施行規則の一部を改正する省令  
 森林組合法施行規則（平成十八年農林水産省令第四十六号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部  
 分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（森林組合法施行規則の特例）  <b>第六六条</b>（略）</p> <p>2 法第百一条第八項の農林水産省令で定め      る事業は、同条第一項第一号の二、第一号      の三、第四号から第八号まで、第十号及び      第十号の二に掲げる事業（第六号に掲げる      事業にあつては、国及び地方公共団体に利      用させる場合に限る。）並びにこれらの事業      及び同項第二号に掲げる事業に附帯する事      業とする。</p>	<p>（森林組合法施行規則の特例）  <b>第六六条</b>（略）</p> <p>2 法第百一条第八項の農林水産省令で定め      る事業は、同条第一項第四号から第八号ま      で、第十号及び第十号の二に掲げる事業（第      六号に掲げる事業にあつては、国及び地方      公共団体に利用させる場合に限る。）並びに      これらの事業及び同項第二号に掲げる事業      に附帯する事業とする。</p>

附則  
 この省令は、公布の日から施行する。

規 則

○会計検査院規則第一号  
 会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則及び計算証明規則の一部を改正する規則を次のように定  
 める。

平成三十一年四月一日  
 会計検査院長 柳 麻理  
 （会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部改正）  
 第一条 会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則（昭和二十二年会計検査院規則第三号）の一部を  
 次のように改正する。  
 別表第五局上席調査官（情報通信・郵政担当）の事務分掌事項欄中「独立行政法人郵便貯金・簡  
 易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」  
 に改める。  
 （計算証明規則の一部改正）

第二条 計算証明規則（昭和二十七年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。  
 別表第一独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構の項を次のように改める。

附則	改正後	改正前
<p>この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>独立行政法人郵便貯金          簡易生命保険管理          郵便局ネットワーク          ワーク支援機構</p>	<p>独立行政法人郵便貯金          簡易生命保険管理・郵          便局ネットワーク支援          機構法（平成十七年法          律第一号）第二十七          条</p>

○会計検査院規則第二号  
 会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
 平成三十一年四月一日  
 会計検査院長 柳 麻理  
 会計検査院事務総局定員規則の一部を改正する規則  
 会計検査院事務総局定員規則（昭和二十九年会計検査院規則第三号）の一部を次のように改正する。  
 「千二百四十六人」を「千二百四十九人」に改める。

附則  
 この規則は、公布の日から施行する。

○会計検査院規則第三号

会計検査院法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
 平成三十一年四月一日  
 会計検査院長 柳 麻理  
 会計検査院法施行規則の一部を改正する規則  
 会計検査院法施行規則（昭和二十二年会計検査院規則第四号）の一部を次のように改正する。  
 第十二条第一項中「総括審議官一人」の下に、「公文書監理官一人（関係のある他の職を占める者  
 をもって充てられるものとする。）」を加え、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二  
 項の次に次の一項を加える。  
 公文書監理官は、命を受け、事務総局の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する  
 情報の公開及び個人情報保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務  
 を総括整理する。

附則  
 この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○金融庁告示第十八号  
 アシキユラチオニ・ゼネラリ・エス・ピー・エイが日本における保険契約の全部に係る保険契約の  
 移転をしたことに伴い、保険業法（平成七年法律第五号）第二百十條第二項及び第二百七十三條第  
 一項第一号の規定により、同社の同法第八十五條第一項の免許がその効力を失ったので、同法第二  
 百七十四條第四号の規定に基づき、告示する。  
 平成三十一年四月一日  
 金融庁長官 遠藤 俊英

○金融庁告示第十九号  
 スコール・グローバル・ライフ・エスイーが日本における保険契約の全部に係る保険契約の移転を  
 したことに伴い、保険業法（平成七年法律第五号）第二百十條第二項及び第二百七十三條第一項第  
 一号の規定により、同社の同法第八十五條第一項の免許がその効力を失ったので、同法第二百七  
 四條第四号の規定に基づき、告示する。  
 平成三十一年四月一日  
 金融庁長官 遠藤 俊英

○金融庁告示第二十号  
 イオンフィナンシャルサービス株式会社が、平成三十一年四月一日付で銀行法（昭和五十六年法律  
 第五十九号）第二条第十二項に規定する持株会社でなくなったことに伴い、同法第五十五條第三項の  
 規定により同社に対する同法第五十二條の十七第一項の銀行持株会社に係る認可がその効力を失った  
 ので、同法第五十六條第九号の規定に基づき、告示する。  
 平成三十一年四月一日  
 金融庁長官 遠藤 俊英